

ふくしま県GAP 団体事務局用点検・評価シート

申請にあたっては、点検・評価シートの写しを添付します。

※1 ◎：必須、○：推奨、△：地域限定で推奨

| 区分    | 取組事項  | 対象 | NO. | 適合基準  | ※1<br>レベル | 評価 |     |      | コメント |
|-------|---|----|-----|---|-----------|----|-----|------|------|
|       |   |    |     |   |           | はい | いいえ | 該当なし |      |
| 団体の要件 | 1. 複数生産者(以下「生産者」という。)で構成される組織で、構成員、代表者、事務局、意思決定方法、役割分担の定めがあること。 | 産地 | 1   | ①団体は、複数生産者で構成される組織で、構成員、代表者、事務局、意思決定方法、役割分担の定めがある。<br>②団体管理規則・組織図(体制図)がある。                    | ◎         |    |     |      |      |
|       | 2. 団体の事務を行う団体事務局(「以下、「事務局」という。)及びその責任者を設置していること。                | 産地 | 2   | ①団体の事務を行う団体事務局及びその責任者を設置している。<br>②事務局責任者は、ふくしま県GAP認証基準及び団体事務局用認証基準を理解している。                    | ◎         |    |     |      |      |
|       | 3. 対象とする農林産物に係る統一的な生産出荷基準を定め、当該基準の順守を管理する事務局を有すること。             | 産地 | 3   | ①団体は、対象とする農林産物に係る統一的な生産出荷基準を定めている。<br>②事務局は、当該基準の順守を管理している。                                   | ◎         |    |     |      |      |
|       | 4. 生産者に指導・助言を行う体制があり、ふくしま県GAPの実践状況を取りまとめていること。                  | 産地 | 4   | 生産者に指導・助言を行う体制があり、ふくしま県GAPの実践状況を取りまとめている。   | ◎         |    |     |      |      |
|       | 5. 生産者に、認証基準、関係法令・国の通知等について必要な部分の情報を伝えていること。                    | 産地 | 5   | 生産者に、認証基準、関係法令・国の通知等について必要な部分の情報を伝えている。   | ◎         |    |     |      |      |
| 内部監査  | 6. 団体として内部監査を実施していること。また、その記録を残していること。                          | 産地 | 6   | ①事務局責任者とは異なる内部監査の責任者を置いている。<br>②内部監査責任者は、ふくしま県GAP認証基準及び団体事務局用認証基準を理解している。<br>③内部監査体制を文書化している。 | ◎         |    |     |      |      |
|       |   | 産地 | 7   | 現地審査前1年以内に全ての生産者に対して内部監査を実施している。また、その記録を残している。  | ◎         |    |     |      |      |

| 区分          | 取組事項   | 対象 | NO. | 適合基準   | ※1<br>レベル | 評価 |     |      | コメント |
|-------------|--|----|-----|--|-----------|----|-----|------|------|
|             |  |    |     |  |           | はい | いいえ | 該当なし |      |
|             |  | 産地 | 8   | 現地審査前1年以内に団体事務局に対して内部監査を実施している。また、その記録を残している。                                  | ◎         |    |     |      |      |
|             |  | 産地 | 9   | 内部監査の結果は、代表者及び事務局責任者に通知されるとともに、不適合があった場合には是正措置が適正にとられている。また、その記録を残している。        | ◎         |    |     |      |      |
| 問題発生等に対する措置 | <b>7. 事故の発生や苦情等に対応する団体の定めがあり、適切に対応していること。また、その記録を残していること。</b>  | 産地 | 10  | 事故の発生や苦情等に対応する団体の定めがあり、適切に対応している。また、その記録を残している。                                | ◎         |    |     |      |      |
| 者裁の培業責任     | <b>8. 生産者の代表として事務局責任者と協力し、生産計画を作成する。</b>   | 産地 | 11  | 栽培責任者は、生産者の代表として事務局責任者と協力し、生産計画を作成している。  | ◎         |    |     |      |      |
| 団体事務局責任者の業務 | <b>9. 団体事務局責任者は次の業務を行う。<br/>①生産計画を作成するとき、栽培責任者に協力する。<br/>②出荷開始前に、各生産者の防除履歴の点検を行い、農薬が適正に使用されていることを確認する。<br/>③生産者が自己点検を行うためのチェックリストの作成、生産者の自己点検の確認及び生産者に対する巡回指導による実地確認・改善指導を行う。<br/>④共同利用施設・機械等の管理を行う。</b> | 産地 | 12  | 団体事務局責任者は、生産計画を作成するとき、栽培責任者に協力している。  | ◎         |    |     |      |      |
|             |  | 産地 | 13  | 団体事務局責任者は、出荷開始前に、各生産者の防除履歴の点検を行い、農薬が適正に使用されていることを確認している。                       | ◎         |    |     |      |      |
|             |  | 産地 | 14  | 団体事務局責任者は、生産者が自己点検を行うためのチェックリストの作成、生産者の自己点検の確認及び生産者に対する巡回指導による実地確認・改善指導を行っている。 | ◎         |    |     |      |      |
|             |  | 産地 | 15  | 団体事務局責任者は、共同利用施設・機械等の管理を行っている。   | ◎         |    |     |      |      |